

令和3年度第1回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和3年4月9日（金）午後1時33分 から 午後2時40分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（23人）

会	長	20番	水柿	重壽
委	員	1番	水越	修一
		2番	柴	保
		3番	栗島	和子
		4番	飯泉	孝
		5番	寺内	美雄
		6番	岩淵	進
		7番	齊藤	秀樹
		8番	稲見	くに子
		10番	秋山	員宏
		11番	大林	富子
		12番	赤城	美子
		13番	齊藤	一弥
		14番	宮崎	亨
		15番	関口	均
		16番	蓮沼	俊男
		17番	宮山	繁治
		18番	栗島	菊雄
		19番	永井	尚子
		21番	高島	敏男
		22番	小野田	勝男
		23番	瀬端	洋
		24番	坂入	進

4、欠席委員 9番 國府田 喜久男

5、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、報告

報告第 1 号 農業委員会事務局職員の任命について

報告第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて

4、議案

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可について

議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可について

議案第 4 号 農地法第5条の規定による許可後の継承を伴う事業計画変更申請について

議案第 5 号 現況確認証明（非農地証明）について

議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について

5、報告

報告第 3 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について

報告第 4 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第 5 号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

6、閉会

6、農業委員会事務局職員

事務局長

田所 秀一

農地調整課長

菊地 雄一

農地調整課庶務調整グループ課長補佐

高島 満

農地調整課庶務調整グループ係長

渡邊 静香

農地調整課庶務調整グループ主任

倉持 寿和

農地調整課庶務調整グループ主事

信田 啓太

7、会議の概要

議 長

本日は、改選後最初の定例総会です。新たなメンバーでの審議となりますが、改めまして皆様の慎重なるご審議をお願いいたします。

それでは、只今より、令和3年度第1回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。

只今の出席委員は、23名であります。よって定足数に達していますので会議は成立いたします。

なお、欠席の報告がありました委員は、9番 國府田委員です。

会議書記に、農業委員会事務局の田所局長、菊地課長、高島補佐、渡邊係長、倉持主任、信田主事の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日1日といたします。ご了承をお願いします。

次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、3番 栗島和子委員と4番 飯泉委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

議 長

次に、日程第3、報告第1号、「農業委員会事務局職員の任命について」の報告を事務局よりお願いします。

事務局長

菊地課長より報告いたします。

報告第1号、農業委員会事務局職員の任命について、令和3年4月9日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。2ページをお願いいたします。

農業委員会事務局職員の任命について、職名、氏名の順に読み上げさせていただきます。農業委員会事務局長 田所秀一、農地調整課長 菊地雄一、農地調整課長補佐 高島満、農地調整課主事 廣瀬崇、以上4名が新たに任命された職員です。その他、渡邊係長、倉持主任、信田主事、また事務所の方に柴山主事、また会計年度任用職員としまして中山昌美さん、また大塚主任は現在、育児休業中でございます。以上10名が令和3年度の事務局の体制でございます。よろしくをお願いいたします。以上です。

議 長

報告のとおりでございます。

それでは、新たに着任されました職員を代表いたしまして、田所局長より挨拶をお願いします。

事務局長

この度の人事異動で、事務局長を拝命いたしました田所秀一でございます。浅学菲才の身ではありますが、職員一同、力を合わせて業務に取り組んでまいりたいと思います。委員の皆様方には、ご指導、ご鞭撻、ご協力の程をお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

議 長

続いて、報告第2号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」

を事務局より説明をお願いします。

事務局長
菊地課長

菊地課長より説明いたします。

報告第2号、農地法第3条の規定による許可申請の取り下げについて、令和3年4月9日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

議案書12ページ議案第3号、受付番号1番の案件になります。こちらは、3月8日付けで、取り下げ願いが提出されました。取り下げ理由につきましては、改良しようとする土地の面積を変更したいため取り下げるものです。なお、13ページの6番、こちらが変更して提出されたものになっております。以上でございます。

議 長

報告のとおりでございます。議案書12ページ、議案第3号、受付番号1番の削除をお願いします。

次に、日程第4、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

なお、受付番号5番及び21番、並びに22番の議案については、除斥がありますので、先に審議いたします。

はじめに受付番号5番は、12番議席・赤城委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第10条の規定により、除斥を願います。

午後1時40分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長
信田主事

信田主事より説明いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可について、令和3年4月9日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

番号：5番、譲受人：筑西市赤浜、譲渡人：水戸市上国井町、申請土地の表示：寺上野字山下、台帳地目：田、現況地目：田、面積：3,960㎡、契約内容：売買、譲受人の経営面積：7,607a、従農者数：1（1）、譲渡人の経営面積：857a。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号5番について、調査委員の報告をお願いします。

小野田
勝男
委 員

22番、小野田です。

3月30日に9時半から、明野支所で書類等の審査を行いました。不備はございませんでした。後日、5番の件についても電話で確認をいたしました。5番の案件は、筑西市でも何本かの指に入る大規模農家であり、渡人は、県の農

林振興公社ということで、何ら問題なく、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 調査委員よりの報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第1号、受付番号5番を採決いたします。

議案第1号、受付番号5番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第1号、受付番号5番は原案どおり許可することに、決しました。

ここで、12番議席・赤城委員の除斥を解きます。

午後1時43分 解除

つづいて受付番号21番及び22番は、3番議席・栗島和子委員が関係者となっておりますので筑西市農業委員会会議規則第10条の規定により、除斥を願います。

午後1時45分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長 信田主事より説明いたします。
信田主事 番号：21番、筑西市上野、筑西市舟生、舟生字上宿、田、田、584㎡、売買、2,437a、4(3)、21a。
22番、筑西市上野、筑西市藤ヶ谷、舟生字上宿、田、田、700㎡、売買、2,437a、4(3)、151a。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありました。
受付番号21番及び22番について、調査委員の報告をお願いします。

齊藤一弥 13番、齊藤です。

委員

21番、22番、相互に関係がありますので、一括して報告いたします。書類審査をいたしました。書類上、不備はございませんでした。譲受人と直接お会いすることができましたので、この件につきましてお聞きしましたところ、元農業委員をやられていた方の斡旋で、土地を買っていただけないかと話があったそうです。譲渡人、21番22番の方とも、現在は耕作しておりません。今後、農業をやめたいということで、規模縮小とのこと。譲受人は、担い手、また人・農地プランに位置づけられた農業者でございますので、問題なく許可相当と判断をいたしました。皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議長

調査委員よりの報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第1号、受付番号21番及び22番を採決いたします。

議案第1号、受付番号21番及び22番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第1号、受付番号21番及び22番は原案どおり許可することに、決しました。

ここで、3番議席・栗島和子委員の除斥を解きます。

午後1時47分 解除

つづいて、受付番号2番から4番、6番から16番、並びに19番及び20番について、事務局より説明願います。

事務局長
信田主事

信田主事より説明いたします。

1番は保留となります。

2番、筑西市舟生、筑西市舟生、舟生字上木有戸、畑、畑、1,779㎡、外5筆、合計6筆、合計面積12,210㎡、贈与、同一世帯、2(1)、122a。

3番、筑西市女方、筑西市女方、女方字三才、田、田、694㎡、売買、345a、3(3)、61a。

4番、筑西市柴山、水戸市上国井町、柴山字柴山、田、田、2,867㎡、売買、1,745a、4(2)、857a。

6番、筑西市落合、水戸市上国井町、落合字東原、田、田、3,558㎡、売買、

3,452a、7(4)、857a。

7番、筑西市落合、水戸市上国井町、落合字宮田、田、田、1,900㎡、売買、2,627a、3(3)、857a。

8番、筑西市蓮沼、筑西市甲、蓮沼字前原、畑、畑、2,532㎡、贈与、1,847a、7(2)、25a。

9番、筑西市東榎生、水戸市上国井町、東榎生字東榎生、田、田、1,109㎡、外1筆、合計2筆、合計面積4,200㎡、売買、962a、3(3)、857a。

10番、筑西市桑山、筑西市桑山、桑山字十六番耕地、田、田、734㎡、外2筆、合計3筆、合計面積1,912㎡、売買、363a、7(3)、0a。

11番、筑西市桑山、筑西市桑山、桑山字十六番耕地、畑、畑、991㎡、外1筆、合計2筆、合計面積1,498㎡、売買、209a、2(2)、0a。

12番、筑西市東石田、筑西市東石田、東石田字根本、畑、畑、1,537㎡、売買、105a、7(2)、205a。

13番、筑西市向川澄、桜川市楸田、横塚字堂東、畑、畑、921㎡、売買、179a、6(1)、9a。

14番、筑西市栗島、筑西市栗島、栗島字岡、畑、畑、200㎡、外4筆、合計5筆、合計面積7,900㎡、贈与、同一世帯、6(2)、581a。

15番、筑西市野、水戸市上国井町、国府田字上野村、畑、畑、505㎡、外3筆、合計面積12,587㎡、売買、807a、3(2)、857a。

次のページをお願いいたします。

16番、筑西市伊讚美、水戸市上国井町、伊讚美字上寺野、田、田、991㎡、外1筆、合計面積1,982㎡、売買、304a、2(2)、857a。

17番、18番は保留となります。

19番、筑西市稲荷、筑西市梶内、稲荷字入会、田、田、3,860㎡、売買、852a、5(1)、59a。

20番、筑西市稲荷、筑西市梶内、梶内字南田、田、田、966㎡、売買、852a、5(1)、59a。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を2番よりお願いします。

宮崎亨
委員

14番、宮崎です。

3月29日に書類審査を行いました。不備はありませんでした。また、電話にて同一世帯である申請人双方に確認を行いました。譲渡人は高齢のため、農作業をすることが困難になっているとのことですが、家を出ていた譲受人が戻り、農業を始めたとのことですので、この申請は許可相当かと思いますが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長

3番をお願いします。

瀬端洋

23番、瀬端です。

委員 29日に書類の審査を行いました。問題はありませんでした。その後、申請人に電話で確認をしました。譲渡人、譲受人双方より、申請内容に間違いのないとお話を聞くことができましたので、問題ないと思われま。許可相当と思われま。皆様の更なるご審議をよろしくお願ひいたしま。

議長 4番をお願ひします。

坂入進
委員 24番、坂入です。
3月29日に書類審査を行いまして、書類に不備がないことを確認いたしました。渡人は、農林振興公社でありまして、受人も地元で担い手農家であります。特に問題はないと思われま。更なる皆様方のご審議の程をよろしくお願ひいたしま。

議長 6番をお願ひします。

柴保
委員 2番、柴です。
去る29日に書類審査の後、後日電話で確認をとりました。6番、7番、15番についてご報告いたしま。いずれの案件も公社からの売買でして、問題はないことを確認いたしました。皆様方の更なるご審議をよろしくお願ひいたしま。以上です。

議長 8番をお願ひします。

岩淵進
委員 6番、岩淵です。
3月30日に書類審査を行い、後日、申請人双方に電話確認を行いました。申請内容に間違いなく、許可相当と思われま。更なる皆様方のご審議の程をよろしくお願ひいたしま。以上です。

議長 9番をお願ひします。

関口均
委員 15番、関口です。
9番について説明いたしま。この案件は、渡人が県の農林振興公社ということで間違いはありません。また、受人には電話で提出されました書類に間違いのないことを確認いたしました。よって当案件は、許可相当と思われま。更なる皆様のご審議をお願ひいたしま。

議長 10番をお願ひします。

蓮沼俊男
委員 16番、蓮沼です。
10番、11番について、一括してご報告申し上げます。3月30日に書類審査、後日電話での確認をいたしました。渡人については、高齢ということで、土地

の処分を考えております。10番の受人の方は、専業農家であり問題はありませ
ん。11番の受人は、全国展開する種苗会社であり、規模拡大ということであり
ます。それぞれ問題なく、許可相当と思われますが、皆様の更なるご審議をお
願ひいたします。

議 長 12番をお願いします。

小野田 22番、小野田です。

勝男 この受人さんはですね、大型ダンプを2台所有して建材業なども営んでおり
委員 まして、規模拡大を目指してりまして、渡人との話が進んだようです。自宅が、
今回の案件の県道の反対側にあるというようなこともありまして、渡人さんの
方から何とか買ってほしいというようなことで、売買に至ったそうです。私た
ち明野地区の委員は、問題ないと判断いたしました。更なる皆様方のご審議を
よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 13番をお願いします。

稲見 8番、稲見です。

くに子 13番についてご報告いたします。3月30日、書類審査を行いました。後日、
委員 申請人に確認しました。この土地は、渡人が相続で得た畑だそうです。渡人は、
この土地で野菜等を作っていましたが、高齢で野菜も作れず、遠方より通うの
が大変だということで、隣接地である受人に買って貰えないかということをお
話して、話がまとまったということです。何ら問題ないかと思いますが、皆様
の更なるご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 14番をお願いします。

宮山繁治 17番、宮山です。

委員 3条の14番ですが、贈与であります。渡人と受人はですね、同一世帯であり、
一緒に住んでおります。毎年、田畑については贈与をしておりまして、親子で
もありますし、問題ないと思ひます。許可相当かと思われますが、更なるご審
議をお願ひいたします。以上です。

議 長 16番をお願いします。

瀬端洋 23番、瀬端でございます。

委員 16番についてご報告申し上げます。29日の日にですね、書類審査をしまして、
書類に不備はございませんでした。渡人が県の農林振興公社でございますので
何ら問題なく、また受人の方は、地域でも担い手、ましては、今1番大きく土
地をどんどん買いながら規模拡大をしている農家でありまして、なんら問題な
く許可相当かと思われます。皆様方の更なるご審議をお願ひいたします。以上

です。

議 長

19 番をお願いします。

齊藤一弥
委 員

13 番、齊藤です。

19 番、20 番をご報告します。19 番、20 番共、譲受人が同一ですので、一緒にご報告します。書類審査をいたしました。書類に不備はございませんでした。後日、譲渡人には電話で、譲受人には直接お会いしましたので、お話を聞きました。譲渡人、19 番、20 番の方はご夫婦です。お子さんが 3 人いたらしいんですが、全員病死をいたしまして、ご夫婦だけ残ってしまったということで、農地を持っていても意味がないということで、売買に至ったそうでございます。また譲受人は、この土地を長年に渡って依頼をされ、耕作をされていたそうです。譲渡人も若く担い手農家ですので、許可相当と思われま。皆様のご審議をよろしくお願いたします。

議 長

調査委員よりの報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 1 号、受付番号 2 番から 4 番、6 番から 16 番、並びに 19 番及び 20 番を採決いたします。

議案第 1 号、受付番号 2 番から 4 番、6 番から 16 番、並びに 19 番及び 20 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 1 号、受付番号 2 番から 4 番、6 番から 16 番、並びに 19 番及び 20 番は原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長

信田主事より説明いたします。

議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可について、令和 3 年 4 月 9 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号: 1 番、申請人: 筑西市上野、申請土地の表示: 江字赤堀、台帳地目: 畑、現況地目: 畑、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積: 1, 255 m²、転用目的: 資材置場。

申請地は、県道結城下妻線の南西側 647m、筑西三和線の南南東側約 788m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、市内で建設業を営む個人事業者です。事業が順調であるため資材置場が必要であり、既存の置場を返却せざるを得なくなったことから、新たな資材置場を設けるべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。

2 番、筑西市折本、口戸字前田、畑、宅地、1802 m²、農業用倉庫。

申請地は、真岡鐵道 折本駅の北北西側約 1 km、国道 294 号線の西側約 185m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。令和 3 年 4 月 5 日付で農業振興地域整備計画における用途区分の変更通知が発出されております。申請者は、農業機械を多数所有しておりますが、転用許可を得ずに農業用倉庫を設置し、農業用施設として利用してきたことが判明したことから、是正すべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を 1 番よりお願いします。

栗島菊雄
委 員

18 番、栗島です。

先月の 29 日に書類審査をいたしまして、また農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局全員で現地調査をいたしてきました。事務局の説明のように、資材置場として使用していたということもあり、始末書も添付してありますが、許可相当であるという判断を全員でしましたので、更なる皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長

2 番をお願いします。

坂入進
委 員

24 番、坂入です。

2 番についてご報告いたします。3 月 29 日、書類審査及び現地確認を行いました。なお後日、本人に確認をしました。こちらは、事務局から先程説明がありましたとおり、農業用倉庫による是正であるというようなことでございます。特に問題ないと思われませんが、更なる皆様方のご審議の程をよろしくをお願いいたします。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 2 号を採決いたします。

議案第 2 号は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネッ

トワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第2号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
倉持主任

倉持主任より説明いたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可について、令和3年4月9日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号1番は取下げとなります。

番号2番、譲受人:栃木県宇都宮市北一の沢町、譲渡人:筑西市嘉家佐和、申請土地の表示:嘉家佐和字出口、台帳地目:畑、現況地目:畑、面積:498 m²、契約内容:贈与、転用目的:自己住宅。

申請地は、常総線 黒子駅の北北西側約1.77km、国道294号線の西側約1.35kmに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。候補地の検討がされております。申請者は現在、県外の借家にて生活しております。今般、結婚することに伴い住宅を建築する計画となっております。

3番、東京都北区赤羽南一丁目、筑西市蓬田、小栗字上中台、山林、畑、612 m²、外1筆、合計2筆、合計面積3,255 m²、売買、資材置場。

申請地は、県道岩瀬二宮線の北側約188m、県道つくば真岡線の東側約690mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。令和3年4月5日付で農振除外に係る変更通知が発出されております。申請者は東京都北区に本店を置く輸出業等を営む法人です。今般、業績が安定しており、既存の置場では手狭であることから、新たな資材置場を設けるべく申請するものです。

4番、東京都千代田区丸の内一丁目、筑西市下平塚、下平塚字向原、畑、畑、614 m²、賃貸借、太陽光発電設備。

申請地は、筑西市立下館西中学校の北側約486m、筑西市下館総合体育館の南東側約1.2kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。主として第1種農地以外の土地を利用する場合の許可要件となります。事業区域5,226 m²の内訳としましては、山林4,612 m²に対して農地614 m²です。申請者は、東京都千代田区に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

5番、筑西市猫島、筑西市猫島、桑山字八番耕地、山林、田、6,765 m²、売買、

営業所。

申請地は、県道石岡筑西線の南側約 106m、県道つくば真岡線の東側約 303m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。令和 3 年 4 月 5 日付で農振除外に係る変更通知が発出されております。事業区域 9,099 m²の内訳としまして、山林が 2,334 m²、農地が 6,765 m²となります。

申請者は、市内に本店を置く貨物自動車運送業等を営む法人です。今般、既存の事業所敷地が茨城県開発公社の造成工事を実施する予定であり、立ち退きが必要とのことです。取引先との関係を維持し支障がない土地を探していたところ、現事業所から近い土地を取得できる見込みが立ったため、新たな営業所を建築すべく申請するものです。

6 番、下妻市比毛、下妻市堀籠、向上野字東原、畑、畑、491m²、外 6 筆、合計 7 筆、合計面積 2,974 m²、使用貸借、盛土による一時転用、許可日から令和 3 年 10 月 31 日まで。

申請地は、県道沼田下妻線の北側約 1.1km、県道つくば真岡線の西側約 361m に位置する、農振農用地区域内農地です。土地が低く水はけが悪いため、耕作条件を改善すべく、盛土による一時転用申請をするものです。なお、サツマイモを作付する計画となっております。

7 番、筑西市川澄、筑西市川澄、川澄字竹の町、畑、畑、199 m²、贈与、自己住宅。譲渡人がもう一人おります。筑西市野殿、川澄字竹の町、畑、畑、300 m²、合計 2 筆、合計面積 499 m²、売買、自己住宅。

申請地は、道の駅 グランテラス筑西の北側約 363m、県道高田筑西線の西側約 234m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は現在、実家にて妻と子の 4 人で同居しております。子の成長に伴い手狭であることから住宅を建築するものです。

8 番、筑西市新治、筑西市上平塚、下平塚字桜下、山林、畑、835 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 998 m²、売買、自動車整備工場。

申請地は、筑西市立下館西中学校の北側約 700m、筑西市下館総合体育館の南東側約 1 km に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、自動車整備士として 12 年間の実務経験を積み重ね、独立する運びとなりました。現顧客の獲得も見込める土地に、新たな自動車整備工場を設けるべく申請するものです。

9 番、筑西市西方、山梨県南都留郡忍野村忍草、西方字新畑、畑、畑、387 m²、賃貸借、車両置場。

申請地は、県道筑西三和線の北側約 394m、県立下館工業高等学校の北北東側約 572m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は同一大字内で自動車修理業を営んでおります。今般、業績が安定しており、既存の置場では手狭であることから、新たな車両置場を設けるべく申請するものです。

10 番、埼玉県さいたま市大宮区三橋 1 丁目、筑西市小川、小川字本田、畑、畑、226 m²、売買、車両置場。

申請地は、県道結城二宮線の南側約 832m、県道小川川島停車場線の東側約 40m

に位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は自動車販売業を経営予定の個人事業者です。隣接地する土地に車両置場の確保が必要であることから、新たな車両置場を設けるべく申請するものです。

11番、筑西市榎生一丁目、筑西市榎生一丁目、西榎生字新谷、畑、畑、239㎡、贈与、自己住宅。譲渡人がもう一人おります。筑西市榎生一丁目、西榎生字新谷、畑、畑、310㎡、合計2筆、合計面積549㎡、売買、自己住宅。

申請地は、筑西市立養蚕小学校の北北東側約869m、筑西市立下館南中学校の東側約1kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。令和3年4月5日付で農振除外に係る変更通知が発出されております。申請者は現在、市内の借家にて妻と子の4人で居住しております。子の成長に伴い手狭であることから、住宅を建築する計画となっております。

12番、13番14番につきましては関連した案件となりますので続けて読み上げます。

12番、筑西市上野、守谷市百合ヶ丘二丁目、上野字東郷、畑、畑、1,449㎡、賃貸借、資材置場。

13番、筑西市上野、守谷市百合ヶ丘二丁目、江字北亀田、畑、畑、576㎡、賃貸借、資材置場。

14番、筑西市上野、守谷市百合ヶ丘二丁目、江字北亀田、畑、畑、552㎡、賃貸借、資材置場。

申請地は、県道明野間々田線の南側約589m、県道結城下妻線の南西側約419mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、市内で建設業を営む個人事業者です。事業が順調であるため資材置場が必要であり、かつ、既存の置場を返却せざるを得なくなったことから、新たな資材置場を設けるべく申請するものです。

15番、筑西市藤ヶ谷、筑西市犬塚、犬塚字東塚、畑、畑、985㎡の内426㎡、贈与、自己住宅。

申請地は、筑西市立関城中学校の北側約510m、飛行場通りの西側約190mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。令和3年4月5日付で農振除外に係る変更通知が発出されております。申請者は現在、市内の借家にて妻と居住しております。申請地は妻の実家に近く、将来子育ての上でも環境が良いことから、住宅を建築する計画となっております。

16番、筑西市稲野辺、筑西市塚原、玉戸字山ヶ島、畑、畑、446㎡、売買、自己住宅。

申請地は、国道50号線の南側約234m、JR水戸線 玉戸駅の南東側約1kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は現在、市内の借家にて居住しております。区域指定内の土地であり建築が可能であることから、住宅を建築する計画となっております。

17番、18番につきましては関連した案件となりますので、続けて読み上げます。

17番、筑西市新治、筑西市久地楽、久地楽字谷本、畑、畑、491㎡、贈与、

自己住宅。

18番、筑西市新治、筑西市久地楽、久地楽字谷本、畑、畑、341㎡の内1.63㎡、使用貸借、排水管埋設(一時転用)、許可日から令和3年8月31日まで。

申請地は、国道50号線の南側約320m、JR水戸線新治駅の北側約1.3kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。令和3年4月5日付で農振除外に係る変更通知が発出されております。申請者は現在、市内の借家にて妻と子の3人で居住しております。子の成長に伴い手狭であり、父親名義の土地で譲り受けることができることから、住宅を建築する計画となっております。また、隣接する土地の地下に排水管を埋設するため一時転用の申請がなされています。

19番、筑西市外塚、筑西市飯島、飯島字子取川、田、田、3,208㎡の内1,600㎡、売買、農作業所。

申請地は、国道50号線の北側約570m、結城街道沿いに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、市内の農地所有適格法人です。現在、肥料などの農業用資材や農機具等を個人の自宅敷地内に置かざるを得ない状況であることから、農業用資材を置く新たな農作業所を建築すべく申請するものです。なお、許可を得ず事業所を設置してしまったことから、始末書が添付されております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を2番よりお願いします。

関口均
委員

15番、関口です。

2番と9番について説明いたします。先月29日に書類審査、現地確認を行いました。まず2番ですが、現地は常総線の西側で南側に太陽光、東側に宅地がある問題のない土地であります。渡人は祖母であり、受人は孫であり、祖母から孫への贈与ということであり、間違いありません。次に9番ですが、現地の周りは住宅地であり、問題はありません。又、渡人は地元、西方生まれで、親から貰って相続した土地であります。受人は近くで、自動車修理業をしており、車両置場が手狭になったために、この土地を借りるということでもあります。双方に提出した書類に問題のないことを電話で確認いたしました。2番、9番それぞれ、許可相当と思われますが、皆様の更なるご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議長

3番をお願いします。

秋山員宏
委員

10番、秋山です。

3月30日に書類審査及び現地調査を行いました。譲受人は貿易会社を営んでおられて、手狭になった敷地の外に、新しく資材置場をとということで、電話にて確認いたしました。また、譲受人にも電話にて連絡をいたしましたが、今まで農地として作付けはしていたのですが、どうしても入ってくる道路という

のが裏側からしかない状況で、貿易会社の方から資材置場という連絡があったということで、確認をいたしました。資材置場としての許可は相当と判断しますが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議 長

4番をお願いします。

宮山繁治
委 員

17番、宮山です。

私から、4番と8番と19番をご説明いたします。3月29日にですね、書類審査と現地確認をしてあります。まず4番ですが、賃貸借でございます。賃貸人の方に確認をとり、また現地の方も確認しますと、農地としては不便な場所であってですね、周りには太陽光発電ができています。そういった関係上、初めて太陽光を設置を行うということですが、大丈夫だということで聞いておりますので、許可相当と思われま。次に8番ですが、売買でございます。譲渡人と買受人の両方に確認をとりましたが、場所がですね、幅広の道路沿いであってですね、隣には住宅もあって、今度、自動車整備工場を設置するというようなことで、適当な場所であるのではないかと思慮します。つづきまして19番でございますが、譲渡人、買受人の両方に確認をとりまして、場所は神分、飯島地内を通る幹線道路沿いであって、農作業所としては適当な場所と思慮します。今までの農機具置場につきましては、廃止するというようなことも聞いております。3件許可相当と思われまますが、更なるご審議をお願い申し上げます。以上です。

議 長

5番をお願いします。

蓮沼俊男
委 員

16番、蓮沼が報告します。

3月30日に書類審査と協和の委員さん全員での現地確認をいたしました。現況は田でありますけど、事務局の説明のように新たな事業所を造らざるをえないということと、この申請地の周りには、新たな工業団地が今造成中であるということもあり、許可相当かと思われま。更なる皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長

6番をお願いします。

小野田
勝男
委 員

22番、小野田です。

3月30日の9時半から、明野支所において、我々農業委員4名、又、農地利用最適化推進委員さん4名、全員で書類審査を行いました。不備はございませんでした。この5条の案件でございますが、渡人さんは個人の方になりますが、隣の市の大きな株式会社を行っている方でございます。使用賃貸で盛土による一時転用というようなことで、盛土をするというような案件でございます。これは最終的には、我々委員会の指示に従いまして、心配のないように施工いたしますからというような、電話で社長と話しまして、そういう約束をいたし

ておりますので、何ら問題ないと思われませんが、更なる皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 7 番をお願いします。

永井尚子 19 番、永井でございます。

委 員 3 月 29 日に、書類審査及び現地調査をいたしました。後日、双方に電話で確認をいたしましたが、申請の内容に問題はないと思われま。皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 7 番をお願いします。

瀬端洋 23 番、瀬端でございます。

委 員 3 月 29 日に、書類審査並びにですね、現地調査を行いまして、何ら問題ないということでありました。また後日、双方に電話をいたしまして確認しました結果、売買でありまして、転用目的は車両置場ということが確認できました。許可相当かと思いますが、更なる皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 11 番をお願いします。

大林富子 11 番、大林です。

委 員 11 番、16 番の 2 件についてご報告いたします。3 月 29 日に、書類審査及び現地調査を実施いたしました。まず 11 番ですが、受人と渡人 3 名の方にそれぞれ電話確認をいたしましたところ、申請書のとおり間違いのないことでしたので、確認がとれております。次に 16 番の方ですけれども、やはり譲受人と譲渡人、本人双方に電話で確認いたしましたところ、申請書のとおり間違いのないことでしたので、11 番、16 番について、申請許可相当と判断いたしますが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 12 番をお願いします。

栗島菊雄 18 番、栗島です。

委 員 12、13、14 番の案件を譲受人、譲渡人が同一人物なので、一括でご報告申し上げます。先月の 29 日に関城地区の農業委員、農地利用最適化推進委員全員で、書類審査をし、現地確認をしてきました。後日、双方に確認をしてきましたが、譲受人は今、守谷市の方に住んでいますが、実家が筑西市上野で、相続で得た土地です。当人は農業をしないので、どうしようかなと考えていたところを資材置場を探していた譲受人と合致したので、今回の申請になりました。申請書に間違いがないことを確認いたしましたので、ご報告申し上げます。以上です。

議 長 15 番をお願いします。

宮崎亨
委 員

14 番、宮崎です。

3 月 29 日に関城地区の委員全員で、書類審査及び現地調査を行いました。現況は畑であります。渡人と受人は、親子でありまして、自己住宅を取得することですので、問題はないと思いますが、皆様のご審議の程をお願いいたします。それともう 1 つだけ。申請地には分筆の杭は打ってあったんですが、まだ分筆が完了していないということでした。問題はないかと思われませんが、事務局の方で説明をお願いいたします。

議 長

はい、事務局。

事務局
倉持主任

農地法上、必ず分筆をしなければならないというわけではありませんので、支障ないと思われま。

宮崎亨
委 員

今日までに分筆が終わらないんですかと確認をしたのですが、頼んでいる方の都合で、終わらないんですということはあったんですが。そういうことであつたものですか。

事務局
倉持主任

はい。

議 長

17 番をお願いします。

稲見
くに子
委 員

8 番、稲見です。

17 番、18 番、関係している案件ですので、一緒に説明します。3 月 30 日、書類審査及び現地確認を行いました。後日、申請人に電話確認を行いました。受人と渡人は、親子です。受人は現在、借家住まいをしておりますが、お子さんが大きくなり手狭となったため、父親の土地を分けて貰い、家を建てるとのことです。周りに多くの家が建っておりますので、許可相当かと思われま。また、18 番は、17 番の申請人が家を建てるため、排水管を埋設するため畑として利用できないために、一時転用するとのこと。17 番、18 番共に、何ら問題ないと思われまが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

齊藤一弥
委 員

はい。

議 長

齊藤委員。

齊藤一弥
委 員

13 番、齊藤です。

ご教示いただきたいのですが、15 番の先程の宮崎委員さんの案件なのですが、分筆が必要ないと事務局の説明ですが、この 5 条関係、4 条、5 条関係については、すべて分筆が必要ないんですか。仮に、今回は自己住宅ですけど、資材置場で使いたいというような場合も同じ 5 条の対応をしてよろしいのか、お伺いします。

事務局
倉持主任

先ほど申し上げましたとおり、農地法上は必ず分筆をしなければならないわけではありません。法務局で登記する際に不動産登記法上スムーズに登記できるか心配な点ではあります。

齊藤一弥
委 員

自己住宅は分かりました。先程の説明で、5 条、4 条関係で、資材置場、進入道路、いろいろな申請が出てきていますが、その時も同じ対応でよろしいのか、お聞きしております。

事務局
倉持主任

そうです。分筆が必要ということは農地法上ありませんので、必ずしなさいという強制力はないです。

齊藤一弥
委 員

4 条、5 条は、OK ということで、認識してよろしいですね。

事務局
倉持主任

許可するにあたって、例えば 1,000 m²の内 500 m²の資材置場を転用するといった場合に、その場所が特定できない可能性があります。法務局に許可書を提出するにあたって、登記が進まない際は場所が特定できる測量図等を添付することを事務局で考えております。

齊藤一弥
委 員

測量して、杭を置いて、分筆の登記はしていないけれども、その境界が図面上、明確に分かればよろしいという判断でよろしいですね。

事務局
倉持主任

そうですね。あくまで、登記簿の面積で動くものですから、支障がないと考えております。

齊藤一弥
委 員

分かりました。どうもすみません。

議 長

はい、ではそのようなことで、検討してください。

事務局
倉持主任

すみません。何か明確な回答ができなくて、申し訳ありません。

議 長

他、何かご質疑はありますか。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第3号を採決いたします。

議案第3号、受付番号2番及び4番、並びに6番から19番は、30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第3号、受付番号2番及び4番、並びに6番から19番は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

つづいて、受付番号3番及び5番は、30aを超える農地転用事案となります。受付番号3番及び5番を許可相当とすることに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第3号、受付番号3番及び5番は、原案どおり許可相当として県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
倉持主任

倉持主任より説明いたします。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について、令和3年4月9日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号：1番、承継者：埼玉県さいたま市桜区道場三丁目、当初事業者：埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷、申請土地の表示：板橋字本田、台帳地目：畑、現況地目：畑、面積：854m²、許可年月日：令和2年3月12日、変更理由：融資の関係上、申請人の変更を要するため。

申請地は、県道明野間々田線の北側約160m、筑西市関城支所の東側約800mに位置する、農業公共投資のされていない、小集団の第2種農地です。候補地の検討がされております。本申請は、太陽光発電設備を目的とした転用の許可処分を行っております。当初計画者が法第5条の許可を受けた転用に係る事業

計画の不能により、他の者が当該計画に係る土地の全部を承継して転用事案を実施する場合に該当しております。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告をお願いします。

栗島和子 3番、栗島です。
委員 1番についてご報告いたします。以前申請のあった件ですが、事務局のご説明のとおり、申請人の名義が変わったため、問題ないと思われませんが、更なる皆様ご審議をよろしく願いいたします。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第4号を採決いたします。

議案第4号は、許可後の承継を伴う事業計画の変更でありますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり事業計画変更の承認書を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第4号は、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり承認書を発行することに、決しました。

次に、議案第5号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長 倉持主任より説明いたします。

倉持主任 議案第5号、現況確認証明（非農地証明）について、令和3年4月9日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号1番、申請人：結城市東茂呂、申請土地の表示：成田字西畑、台帳地目：田、現況地目：宅地、面積：199m²、現況：作業所。

申請地は、県道石岡筑西線の北側約33m、県道筑西つくば線の東側約100mに位置する土地です。昭和61年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

2番、土浦市蓮河原新町、向上野字中島、畑、山林、991㎡、山林。

申請地は、県道沼田下妻線の北側約780m、県道真岡線の西側約200mに位置する土地です。平成10年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

3番、筑西市下川中子、下川中子川崎、田、宅地、35㎡、住宅敷地。

申請地は、筑西市立嘉田生崎小学校の南東側約663m、国道294号線の東側約1.3kmに位置する土地です。平成10年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

4番、筑西市女方、下川島字小森境、畑、雑種地、494㎡、外1筆、合計2筆、合計面積1,024㎡、工場敷地。

申請地は、国道50号線の南側約86m、茨城県立鬼怒商業高等学校の東側約436mに位置する土地です。昭和61年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

5番、守谷市百合ヶ丘二丁目、上野字東郷、畑、山林、420㎡、山林。

申請地は、県道明野間々田線の南側約594m、県道結城下妻線の南西側約378mに位置する土地です。平成10年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

6番、東京都豊島区南長崎4丁目、桑山字拾番耕地、畑、宅地、200㎡、住宅敷地。

申請地は、県道石岡筑西線の南西側約79m、県道つくば真岡線の西側約535mに位置する土地です。平成6年には、農地ではないとして「家屋所在証明書」を添付し証明願が出されております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告をお願いします。

永井尚子
委員

19番、永井でございます。
3月29日に、書類審査、現地調査をいたしました。航空写真などにより、20年以上も現況であることは、確かでございます。非農地相当であると思われませんが、更なるご審議をお願いいたします。

議長

2番をお願いします。

小野田
勝男
委員

22番、小野田です。
書類審査のことは、割愛させていただきます。この非農地の件の2番ですが、現地を確認しましたところ、大分、木が立っており山そのものでして、私ども全員が、山林でいいだろうと、許可相当と思われました。それから3番ですが、現地確認を委員全員で行ってまいりました。現地には、昭和48年頃に建てた納屋がございます、その納屋の一部が、所謂農地を使ってあるというような案件でございます。自宅を新築しようというような話になりまして、測量的なことをしてもらったら、一部が農地にかかってしまっていたというようなことが

分かりまして、始末書が添付されており、また 20 年以上が経っているというようなことで、これも許可相当ではないかと皆でお話したところであります。よって、許可相当ということをお願いします。以上です。

議 長 4 番をお願いします。

関口均 15 番、関口です。

委 員

4 番についてご説明いたします。先月 29 日に書類審査、現地確認を行いました。現地は、工場敷地内の場所でありまして、すでに 20 年以上は経過しており、非農地証明は妥当と思われませんが、更なる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 5 番をお願いします。

栗島菊雄 18 番、栗島です。

委 員

5 番についてご報告いたします。申請人は、5 条の 12 番、13 番、14 番と同じ人物で、先に説明しましたとおり、市内に住んでおりません。この農地の隣接地が竹林なんです。その竹林から、竹が畑を覆ってしまって、もう農地には、復元不能という判断を全員でしてきました。以上です。

議 長 6 番をお願いします。

蓮沼俊男 16 番、蓮沼が報告します。

委 員

協和の委員全員で、書類と現地の確認をいたしました。願出によれば、この土地は宅地の境界内にある土地で、宅地と一体として、20 年以上利用されております。したがって、非農地証明は可能かと判断されますので、皆様の更なる審議をよろしくをお願いします。

議 長 調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員 「異議なし」

議 長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 5 号を採決いたします。

議案第 5 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第5号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
高島補佐

高島補佐より説明いたします。

議案第6号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）、令和3年4月9日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農用地利用集積計画・総括表について説明いたします。契約開始日が令和3年6月1日となります。現況地目は田、畑です。更新分はありませんので、新規の10年以上のみになります。契約件数53件、筆数99筆、面積216,117㎡となっております。詳細につきましては、21ページから29ページとなっております。詳細の朗読は省略させていただきます。以上でございます。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第6号を採決いたします。

議案第6号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定（農地中間管理事業）について」賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって、議案第6号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）」を決定することに、決しました。

次に、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について」を上程いたします。

なお、12番議席・赤城委員は関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第10条の規定により、除斥を願います。

午後3時00分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

高島補佐、農政課 堀江主事より説明いたします。

議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について、令和3年4月9日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。農政課 堀江主事より説明がございします。初めまして、農政課の堀江と申します。よろしくをお願いいたします。それでは、議案第7号について説明させていただきます。32ページにあります農用地利用配分計画（案）総括表をご覧ください。こちらは、農地中間管理事業におきまして、茨城県農地中間管理機構が地権者から借受けた農地を借受け希望者へ貸付ける際に農用地利用配分計画（案）を作成しまして、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございします。今回、農地中間管理機構を介した貸付に関しましては、令和3年6月1日が契約開始日になっております。現況地目は田、畑となっておりますが、合計のみ朗読させていただきます。3年以上6年未満の契約につきましては、件数8件、筆数11筆、面積40,375㎡でございします。6年以上10年未満の契約につきましては、件数94件、筆数242筆、面積477,842㎡でございします。10年以上の契約につきましては、件数53件、筆数99筆、面積216,117㎡でございします。よって合計は、契約件数155件、筆数352筆、面積734,334㎡でございします。次ページの33ページから62ページまでが明細でございします。詳細の読上げにつきましては省略させていただきます。農用地利用配分計画（案）の説明は以上になります。ご審議の程をよろしくをお願いいたします。

議長

只今、説明がありました。
ご質疑がありましたら、願います。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第7号を採決いたします。

議案第7号は、原案どおり農用地利用配分計画に対する同意書を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって、議案第7号は原案どおり、農用地利用配分計画に対する同意書を発行することに、決しました。

ここで、12 番議席・赤城委員の除斥を解きます。

午後 3 時 4 分 解除

次に、日程第 5、報告第 3 号から第 5 号を、事務局より説明願います。

事務局長
菊地課長

菊地課長より、説明いたします。

それでは、報告第 3 号、農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について、令和 3 年 4 月 9 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理機構の特例事業のために売買により農地を取得するものです。届け出件数は 6 件です。

つづきまして、報告第 4 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、令和 3 年 4 月 9 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

市街化区域内の権利移動に伴う農地転用届出です。駐車場兼資材置場 1 件、自己住宅 3 件、合計 4 件です。

つづきまして、報告第 5 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、令和 3 年 4 月 9 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について通知のあったものです。報告件数は 28 件となっております。以上でございます。

議 長

只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

議案はこれで全て議了いたしました。

これにて令和 3 年度第 1 回筑西市農業委員会定例総会を閉会といたします。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和3年4月9日

議 長

署名委員

署名委員